

生 活 全 般

1. 登下校

- (1) 登下校時間については日課表に従うものとする。
- (2) 登校したら、無断で校外へ出ない。
- ~~(3) 通学路は指定の道を使用する。~~
- (4) 交通法規を守り、秩序ある正しい通行をする。
- (5) 原則として、徒歩で通学するものとする。

2. 持ち物

- (1) 学用品以外の不要な物を所持しない。
- (2) 金銭は、必要以外持ってこない。やむをえず持ってくる場合は、朝、担任の先生に一時預けることを原則とする。

3. 学 習

- (1) 始業の合図で授業が始められるよう、教室に入り、用具を出して静かに先生の来室を待つ。
- (2) 学習用具や材料などを忘れた場合は、始業前にその教科の先生に申し出る。
- (3) 入室が遅れたとき、授業中座席を離れる必要があるときは、教科担任の先生にその理由を述べて許可を受ける。

4. 試 験

- (1) 筆記用具以外のものは、後ろのロッカーに入れ、名簿順で着席する。
- (2) 試験時間が終わったら、答案を後ろの席より番号順に集める。
- (3) 監督の先生の指示があるまで、勝手に話をしたり、席を離れたりしない。

5. 放 課

- (1) 次の授業の準備をし、室内や廊下で暴れない。昼の放課時に貸し出すボール等は、使った後必ず元の場所に返却する。
- (2) 校舎裏では遊ばない。
- (3) 職員室への入室は原則として禁止とし、用事のある場合のみ、入り口で先生の名前を呼ぶ。

6. 公共物

- (1) 公共物は大切に扱い、損壊したときは、担任の先生に連絡し、処置を確実にする。
- (2) 公共物を故意に損壊させた場合は、弁償することもある。

7. 清 掃

- (1) 清掃当番は、授業後、担当区域を清掃する。
- (2) 清掃道具は、所定の場所に整頓しておく。
- (3) 班長は、清掃の結果を各担当区域の先生に報告する。

8. 避難対策

- (1) 火災発生時及び警報発令時には、その内容を放送またはハンドスピーカーで知らせるので、先生の指示をよく聞いて行動する。
- (2) 避難をする場合は、静かにあわてず避難する。
- (3) 男女室長は避難後、人員の点呼をし、先生に報告する。
※ 通常の学校生活に著しく支障をきたす場合などで、先生から下校の指示を受けたときは、速やかに帰宅する。